

ボランティア・市民活動のコーディネーター・リーダー等推進者のための

2016
No.469

ボランティア情報

06
jun.

「平成28年熊本地震」災害ボランティセンターの運営を支える多くのボランティア

「平成28年熊本地震」が発生してから、2ヵ月が経過しました。被災地では地元社協を中心に地元の関係者やNPOなどの支援者とともに、今もボランティア活動を支える災害ボランティアセンターの運営が続いています。

最大震度6強の、非常に強い揺れに襲われた熊本市では、市内の広い範囲で甚大な被害が生じました。熊本市社会福祉協議会は最初に設置した本部センターのほか、サテライトを開設し、被災者のニーズに寄り添った活動を行ってきています。

センター長の中川事務局長は、これまでの状況、これからの展望について次のようにお話くださいました。

「初めは本当にセンターを開設・運営していくのか不安でした。職員も被災して避難所や車中生活をしている者も多数おり、

センター長として判断に迷うこともたくさんありました。そのような中、地元の大学生や企業のボランティア、県内・県外社協職員の応援、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議からの派遣など、多くの方に運営支援のご協力をいただき、住民のためのセンターを運営できています。まだまだ活動の途上ですが、住民の方々の思いを大切に、息の長いお手伝いをしていきます。」

被災者支援のためのボランティア活動は被災家屋の片付けやガレキの撤去だけではありません。自宅に戻ったり、仮設住宅や公営住宅に移ってからの生活での困りごとや見守りなど、生活復興支援のための中長期での支援も必要となります。そのため、「災害ボランティアセンター」としての活動が終息した熊本県内の社協でも、「生活復興支援センター」や通常業務の中で、被災者支援のための活動を継続しています。

Contents

特集テーマ 新しい地域支援事業とボランティア・市民活動

⑥・災害ボランティア
このヒトに聞きたい!

⑦・ボランティア温故知新
～木谷先生の軌跡からボランティアのこれからを見据えて～
・赤い羽根アラカルト

⑧・保険のひろば
・強化方策2015ワンポイント講座
・INFORMATION
・事務局だより

ボランティア情報
特集

新しい地域支援事業と ボランティア・市民活動

平成27年4月から介護保険制度における新しい地域支援事業がスタートし、1年が経過しました。

新しい地域支援事業の大きな特徴は、住民主体の生活支援サービスや助け合いの活動を制度の中に位置づけ、さらに生活支援体制整備事業を通してこれらのサービスや活動の拡充を図ろうとしている点で、ボランティアやNPOの活動にとっても大きな後押しとなることが期待できます。

本特集では、ボランティアやNPOの活動との関わりを中心に新しい地域支援事業の概要を紹介し、今後の取り組みのポイントについて考えます。

1. 新しい地域支援事業のねらい、 特徴

●平成27年度介護保険制度改正の背景

高齢化のピークとなる2025年にむけて、平成27年の介護保険制度改正では、地域包括ケアシステムの構築が改めて目標として掲げられました。誰もが住み慣れたところで暮らし続けられるような支援体制をつくっていくことが求められていますが、一方で単身世帯の拡大、認知症高齢者の増加は著しく、介護の問題だけではなく、日常的な見守りやちょっとしたお手伝い、生活管理の支援が必要な人たちが増えている状況にあります。

そこで新しい地域支援事業では、保険給付による画一的なサービスではなく、市町村が柔軟に制度を組み立て、住民主体等の多様な生活支援サービスによって高齢者のさまざまなニーズにきめ細かく対応していくことが期待されています。

●「地域づくり」をめざす

さらに重要なのは、地域支援事業は単に要支援者のためのサービスの受け皿をつくるだけにとどまらず、要支援者を支えるためには支え合いのある地域づくりが必要であるという考え方方が基本になっているという点です。

このことは地域支援事業に取り組む

にあたって大事なポイントで、「サービスづくり」ではなく「地域づくり」という最終的な目標を行政やボランティア、NPO団体、社協、介護事業者等が共有することが不可欠です。そして、これを専門職や福祉関係者だけで行うのではなく、情報を住民にも伝え、めざす地域の姿やそのために必要な方策と一緒に協議しながらすすめることが重要です。後述する「協議体」や「生活支援コーディネーター」はそのための仕掛けとして大きな役割を持っています。

●住民主体の生活支援サービスの意義

また、地域支援事業における住民主体の生活支援サービスの意義や役割についても確認しておく必要があります。住民が担い手として参画するのは、専門性が不要とされる家事代行を安価にやってもらうためではなく、住民主体の活動・サービスだからこそ可能な役割を發揮し、助け合いのある地域づくりにつなげていくためと言えます。

具体的にはボランティアやNPOが行ってきた助け合い活動や食事サービス、移動サービス、住民参加型の在宅福祉サービスといった生活支援サービスは、活動やサービスの提供を通して孤立している人とつながり、地域社会との関係を回復し維持していくという機能を発揮できることが住民主体の活動・サービスならではの役割です。地域支援

事業の展開にあたっては、こうした特性や強みを積極的に生かすようにしなければなりません。

一方で、住民主体の活動を、画一的に地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業のサービスとして位置づけることにも注意が必要です。制度のもとで補助(助成)を受けるためには一定の条件やルールがあり、本来やりたかった活動ができるかどうか、自分たちの団体や利用者(参加者)にとってどのような影響があるのか、よく検討していく必要があるでしょう。

2. 介護予防・日常生活支援総合事業

●サービス類型の意味

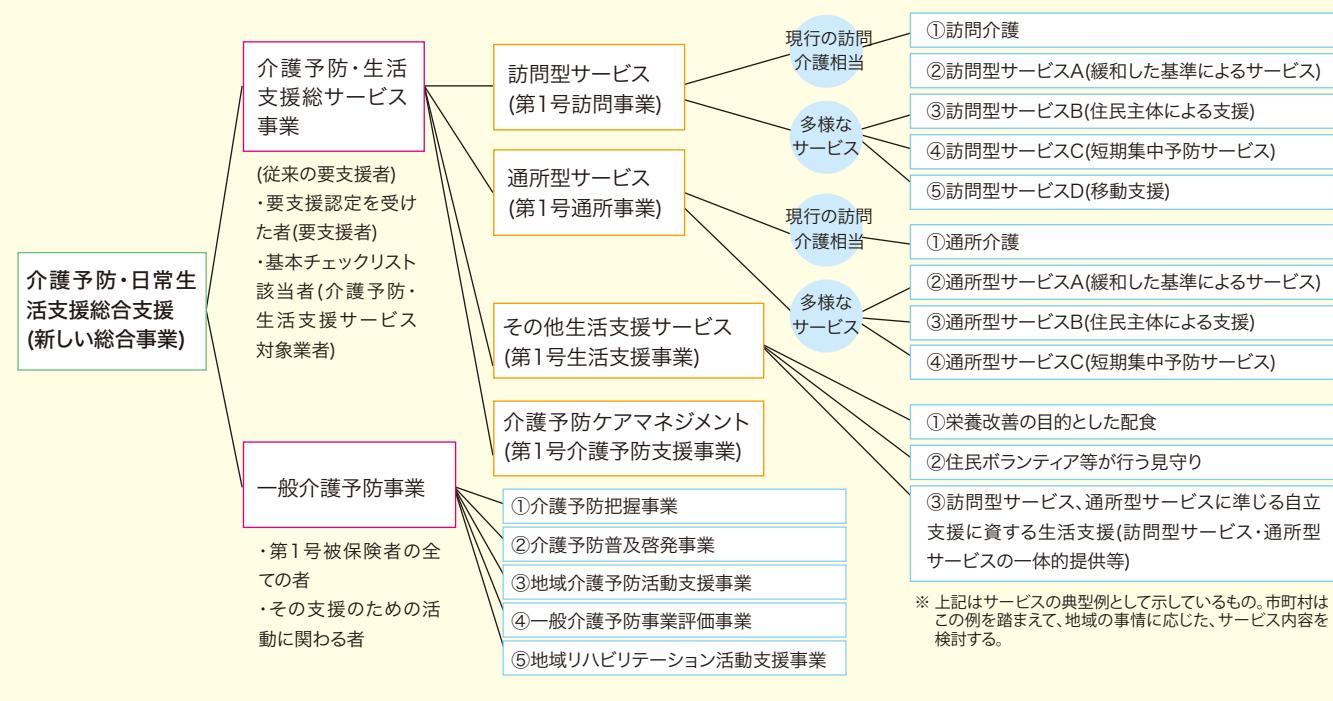
新しい地域支援事業では、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについて市町村が内容別の類型やそれに合わせた基準、単価等を定めることになりますが、国はその参考として多様化するサービスの典型例を「ガイドライン」の中に示しています。(図1)

ただし、これらはあくまで例示であり、ここに挙げられた類型をすべてつくらなければならないというものではないことに注意が必要です。大切なのは、要支援者のニーズをよく把握し、住民同士の支え合いを基盤としながら、本当に必要な支援やサービスが適切に提供されるようにしていくことです。

※本特集では、新しい介護予防・日常生活支援総合事業及び生活支援体制整備事業(協議体、生活支援コーディネーター)を含めて「新しい地域支援事業」としています。

参考

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



●「サービスB」や一般介護予防事業の活用

このなかで、ボランティアやNPOによる住民主体の生活支援サービスは「訪問型サービスB」や「訪問型サービスD」、「通所型サービスB」、一般介護予防事業の枠組みを活用することが考えられます。それぞれの基準や補助(助成)の要件、金額等は市町村で決定していくので、自分の地域でどのような検討がなされているのか注目し、必要に応じて協議体での議論等を通じて活動団体の現状や意見を反映させていく必要があります。

●補助(助成)の考え方

サービスBは、補助(助成)によって実施されます。その特徴は、個別のサービスに対する給付ではなく、共通経費への補助(助成)であるところで、活動場所の確保やコーディネーターの人件費といった団体の基盤整備に活用が可能です。

また、サービス内容や対象者の制約はゆるやかで、支給限度額管理の対象にもなりませんので、地域の実情や利用者のニーズに応じて柔軟に実施すること

が可能と考えられます。対象となる団体は法人格が無くても可能で、利用者負担を求める有償・有料のサービスだけではなく、無償の活動についても対象になります。

●共生型サービスの推進

また、総合事業では「共生型サービス」を推進することも基本的な考え方となっています。たとえばふれあい・いきいきサロンには総合事業の対象者だけではなく、障害がある人や子ども・子育て中の親などが一緒に参加する場合もあり、対象を限定しないことが相互の関係を生み出し、より効果をあげています。総合事業による補助(助成)では、要支援者等が中心となていれば利用可能とされており、訪問型サービスについても、一般高齢者、障害者、子ども等が利用者の一部に含まれていても、要支援者等の利用に着目して、間接経費(光熱水費、サービスの利用統調整等を行う人件費等)を補助することは可能となっています。

●担い手としての高齢者

総合事業のサービスの担い手として

は、高齢者自身の参加も大いに期待されます。サービスの受け手になるだけではなく、自ら活動に参加し、時にはサービスを提供する側になることで、介護予防や生活のハリにもつながります。

ボランティア・市民活動センターは、これまで様々なボランティアの養成、グループの立ち上げ支援を行ってきていました。それらの経験、ノウハウを生かして住民の参加を広げていくことが期待されるでしょう。なお、地域支援事業の中の一般介護予防事業の中に位置付けられている介護予防普及啓発事業では、住民主体の通いの場を充実するために介護予防に関するボランティア等の人材を育成するための研修等を行うこともできますので、こうした仕組みの活用も市町村と調整していくことが考えられます。

3. 生活支援体制整備事業

住民主体等の多様な生活支援サービスの拡充をはかるため、地域支援事業に位置付けられたのが協議体と生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)です。(図2参照)

参考

生活支援・介護予防の体制整備における コーディネーター・協議体の役割

生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取組

(1) 生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA~Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源開発

- 地域に不足するサービスの創出
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保など

(B) ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくりなど

(C) ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の日常生活圏域(中学校区域等)があり、平成29年度までの間にこれらのエリアの充実を目指す。

① 第1層 市町村区域で、主に資源開発(不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保)を中心

② 第2層 日常生活圏域(中学校区域等)で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開

※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外

(2) 協議体の設置

多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参考例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

※ コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

●協議体の設置

協議体は、住民や地域のボランティア、NPO、介護サービス事業者、社会福祉協議会等の関係者が集まって必要なサービスや助け合い活動について話し合い、具体的に実施・開発していくための組織です。まずは学習会や交流会からスタートさせて地域の課題の共有をすすめ、地域支援事業の方向性について意見交換を進めていくことが有効です。また、地域には既に様々な形で協議体としての機能を有した組織が活動している場合もあります。既にある組織や協議の場の状況を検討し、活用できるものは活用しながら実質的に機能する協議体をつくっていくべきでしょう。

したがって必ずしも最初から完成形として協議体の要綱づくりや固定したメンバーで始める必要はなく、たとえば中核となるメンバーで十分協議して方向性を共有し、そのうえでメンバーを拡大していくことも考えられます。

たとえば見守り支援活動者の連絡会やふれあい・いきいきサロンの交流会、ボランティア団体の連絡会、地区社協等の既存の会議に生活支援コーディネーターが出向いて、そこを協議体の準備会として学習や意見交換をスタートしたり、協議体のサブ会議や作業部会のような形に位置付けることもあり得ます。

既に生活支援体制整備事業を開始

している地域では、第1層協議体の設置が先行している例が見られます。まずは全体像を議論できる協議体をつくることは重要ですが、具体的な地域課題の共有や資源開発の取り組みをすすめるためには中学校区あるいは小学校区レベルでの第2層の協議体が必要になると考えられます。そのため、構想の段階から2層の協議体のイメージを持っておくことが必要でしょう。(※町村部では、第2層を設けず町村全体での取り組みが適切な場合もあります。)

また、協議体と生活支援コーディネーターだけで資源開発が進むわけではなく、地域のニーズをつかみ、協議体につなげる仕組みが必要です。住民の

地域福祉活動等や地域ケア会議との連携についても整理しておくとよいでしょう。

●生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、協議体を組織しネットワークをつくるとともに、住民や関係者とともに資源開発を進める役割を持っており、人選については協議体の構成員や地域の活動者、事業者等から支持されることが重要です。

元々ボランティアやNPOの連絡会を組織化していて協議体の機能を発揮している組織を持っている場合があるほか、小地域福祉活動や住民のボランティア活動、NPO等とのネットワークを生かすという意味合いから、社協VCに生活支援コーディネーターを配置することも考えられます。

4. 住民と専門職の協働をすすめる

これまでの介護給付は専門職によるサービスが中心でしたが、新しい地域支援事業では、サービスBや一般介護予防事業など住民が主体となった活動やサービスと専門職によるサービスが協働で支えていくことが必要になります。

しかし実際の支援の例を見ると、例えば高齢者がデイサービスに通うようになったりホームヘルパーが入ったりするようになると、時折様子を見て細かな支援をしていた隣の家の人「専門職がいるから大丈夫」と関わりをやめてしまうようなことも起きており、住民と専門職がチームとなって高齢者に関わることが必ずしもできていません。そのため、サービスを利用することでかえって地域から切り離され、専門職だけに囮まれた生活になってしまふことは、サービスへの過度な依存を招き、本人ができるここまで奪って本人の力を弱めてしまうという問題も生じかねません。

全社協では、平成27年度に老人保健健康増進等事業の国庫補助を受けて「要支援者等への支援における専門的援助と住民主体の福祉活動の協働に関する調査研究」を実施しました。その

なかで、専門職と住民が一緒に事例検討を行う取り組みをモデル的に実施したところ、事例検討に参加した住民の生活者としての視点にふれることで専門職に様々な気づきが生まれたり、住民だからこそ知りうるインフォーマルなサポートの情報が充実することで、より地域との関係を大切した生活支援のプランを検討することができる、などの効果を確認できました。

今後、要支援者等の地域での暮らしを支えるためには、専門職の丸抱えではなく、住民への丸投げでもなく、両者の協働が重要であり、個別事例への支援にあたって一つ一つ協働の実践を蓄積していくとともに、協議体での議論等を通してこうした考え方を地域住民、福祉関係者全体で共有していくことが必要です。

既に、住民と専門職がともに参加して地域でのケア会議を開催したり、住民が中心となって行う支援調整のための会議に専門職が出向くなどの取り組みが行われている地域が見られます。今後、こうした取り組みを参考にしながら住民と専門職の協働をすすめていくことが求められるでしょう。

参考:「要支援者等への支援における専門的援助と住民主体の福祉活動の協働に関する調査研究報告書」
全社協ホームページ「調査・研究報告・統計情報」
http://www.shakyo.or.jp/research/20160405_roujin.html

5. 社協のボランティア・市民活動センターに期待される役割

●平成29年4月スタートにむけて、今年度前半が山場に

厚生労働省の調べでは、平成28年4月までに総合事業に移行した保険者が505か所となっており、移行期限である平成29年4月に移行する保険者が953か所と全体の約6割を占めています。(平成28年1月時点)

協議体の設置や生活支援コーディネーターの配置を行う生活支援体制整

備事業は、総合事業よりも先行していますが、平成28年4月までに開始した保険者は977か所で、平成29年4月開始が411か所となっています。また、総合事業に移行していても、多様な生活支援サービスの整備はまだ始まったばかりで、みなし指定によりすべて現行通りのサービスを継続している地域やサービスA(基準緩和によるサービス)のみを実施している地域も見受けられます。協議体や生活支援コーディネーターについても、設置はしたけれども具体的な活動はこれからという地域も多い状況です。

しかし、平成29年4月にはすべての保険者で総合事業を開始する必要があります、そのための制度設計は今年度前半が山場になります。したがって、市町村の方針性が固まっていない地域では、今までにこの時期にボランティアやNPOの関係者、社協等が協議の場を持ち、地域支援事業のあり方について行政に働きかけていくことが必要になります。

●地域のプラットフォームとしての役割を發揮

前述したとおり、社協VCは、ボランティアやNPOの支援のノウハウを生かして、地域支援事業を契機に地域に必要な資源の開発やネットワークづくり、活動の活性化の取り組みをさらに推進していくことが期待されます。「市区町村社協ボランティア・市民活動センター強化方策2015」において、地域の様々な主体が参画し、地域の生活課題の具体的な解決にむけた新たなプログラムを生み出すプラットフォームとなることを標榜しており、まさにこれは協議体の機能と重なるものです。

地域支援事業は介護保険制度による事業であるため、VCには直接関係ないと受け止められがちですが、そのためざすところは住民や多様な主体の参画による「地域づくり」であることを社協内でしっかりと共有し、地域のボランティアやNPOの活動者に呼び掛けて協議をし、地域支援事業の推進に積極的に取り組んでいくことが求められるでしょう。

災害ボランティア このヒトに聞きたい!



想いが行動に、行動が出会いにつながった

はじめに、多川さんが災害ボランティア活動に関わるようになったきっかけを教えてください。

多川 平成16年の中越地震で、救援物資があつても、それを届ける人や手段が足りないという報道を見ました。新潟なら日帰りのツーリングでも行った事があり、そんなに近い場所で困っている人々がいる、日頃から力仕事をしている、移動手段としてバイクもある、だから自分にもできる事があるはずだと思い、川口町(現在の長岡市川口)社協の災害ボランティアセンターに向かい、人生で初めてのボランティア活動に参加したのがきっかけです。当時、川口町の社協は職員数が少なく、また今のように社協ネットワークでの応援体制も組まれていなかつたので、センターの運営スタッフの大多数が個人ボランティアでした。私も、当初は現場での作業をするつもりでしたが、8日間滞在できる事から、運営側のスタッフとしても参加しました。

はじめから、運営支援のボランティアにも携わったのですか。

多川 その頃は、「運営支援」という言葉や意識もなかったと思います。三日間以上活動できるボランティアを運営スタッフにスカウトするという感じでした。

川口町社協の支援が生活復興支援中心に変わる中でも、引き続きボランティアとして関わっていました。その頃には地元の人や他のボランティアとも顔がつながっていました。その時に知り合った一人が、当会の現理事長である川瀬和敏です。当時は川口町の災害ボランティアセンターの副本部長でした。そこから、現在の所属である「にいがた災害ボランティアネットワーク」(通称「NSVN」とのつながりが始まりました。

運営支援者としての活動の広がり

川口町での出会いが、今の活動にもつながっているのですね。

多川 川口町での活動後も、新潟の災害や災害ボランティア活動に関する情報交換、「NSVN」が関わる中越地域での仮設住宅から復興住宅への引っ越し等の支援への参加、研修の外部講師、平成18年7月豪

普段の仕事も住む場所も異なる様々な方が集まって協力しながら運営される災害ボランティアセンター。これまで複数の被災地で災害ボランティア活動支援に携わってきた経験豊かな方々から被災地支援に関するようになった経緯や支援への想いを伺います。

雨の諏訪市・岡谷市災害ボランティアセンターでの活動等で「NSVN」との付き合いを続けていました。その中で、当時の事務局員であった李仁鉄(現事務局長)と昵懃になりました。

平成19年の能登半島地震発生のタイミングで「NSVN」の正会員となり、李と共に輪島市災害ボランティアセンター門前の運営支援に関わりました。

それから数年後に理事就任、一昨年の南陽市での支援後に副理事長就任を経て、普段は一般企業に勤めながら、災害時には「NSVN」の一員として被災地支援活動に携わっています。



多川さんは東京にお住まいですが、どうして「NSVN」に参加すると決めたのですか。

多川 元々、あくまでも一人の個人ボランティアでありたいという思いが強く、災害ボランティア活動を続けるにしてもどこかの団体に所属するつもりは全く無かったです。

しかし、中越地域の支援活動に携われること、また、被災経験と支援経験との双方を活かした純粋な活動理念に共感したことや、自分の経験で得た「伝えたいこと」を広く伝えるためには個人ボランティアからのステップアップも必要だと感じ、それなら自分の活動の根源である、川口町での活動が生きている「NSVN」に参加するという結論になりました。

その後、「災害ボランティア活動支援プロジェクト会議」(支援P)の運営支援者としても、様々な災害支援の現場に関わってこられていますね。

多川 支援Pの最初の活動は平成21年7月中国・九州北部豪雨での防府市災害ボランティアセンターでした。その後、東日本大震災の陸前高田市、平成24年九州北部豪雨の久留米市、平成26年7月の南陽市、同年広島土砂災害の広島市安佐南区、平成27年関東・東北豪雨の小山市、今回の熊本地震の熊本市でそれぞれ携わってきました。

運営支援者の研修にも積極的に参加されていますが、それはなぜですか。

多川 もちろん研修の内容 자체も魅力的でしたが、一番の理由は単純に「人に会いたい」という事でした。それまでの被災地で共に活動した方々との再会も楽しみでしたし、それまで会ったことの無い方々とお会い

できるのも楽しみでした。互いの立場は違えど、同じ志や目的を持つ多くの方々と会って、それぞれの経験や見識を交えた意見を交わし、想いを語り合い、繋がっていきたかった。それは、受講者であった時でもアシスタンントであった時でも同様です。

結果として、運営支援者研修を通じて自分にとっての最大の成果は、やはり「人の繋がり」でしたし、それは今現在に至っても大きな財産になっています。

熱い心と、それ以上に冷静な状況判断が重要

多くの災害支援に関わり、さまざまな関係者と知り合う中で、今の災害ボランティア活動について思うことを教えてください。

多川 多くのボランティアは熱い想いを持って活動に来られます。それはとても大切な事です。しかし、忘れてはならないのは、ボランティアに来られた方の後ろには帰る場所があり、送り出してくれた家族や友人がいる事です。私も最初の頃は自分のことを顧みず時に危険な活動をこそ求める傾向もありました。しかし、ボランティアが怪我や事故に巻き込まれた時、家族や送り出してくれた方はどう思うでしょうか?また、ボランティアに万が一の事ががあれば、最も傷つくのは、被災地の方々です。この事は決して忘れてはならないと思います。

ですから、災害が起きたら、すぐに被災地に行ってボランティアに参加することが良い事だと思う方もいるかもしれません、本当にボランティアの受け入れ体制が整うまで、熱い気持ちを持ちながら、冷静に状況を見つめる事が重要な事ではないかと思います。

多くの社協が災害ボランティア活動で中核を担うことが増えていますが、このことはどうでしょうか。

多川 社協が地域の福祉推進、日常の支援を行っているからこそ、その延長線上に災害ボランティアセンターの活動があると思います。必ずしも社協がセンター運営の全てを担う必要はなく、可能な部分は他の支援者に委ね、社協だから出来る部分を第一に考える事も大切だと思います。

また、災害ボランティアセンターを運営する地元の方の多くは、支援者であるとともに被災者でもあります。東日本大震災で支援に入った陸前高田市社協の人的被害や建物の被害は甚大でしたが、被災者の生活復興を一日でも早くと、自分のことを後回しに活動されていた事もありました。ともすれば、我々運営支援者もそのことを忘れがちになってしまうので、気を付けなければならない事だと思っています。

多川さん、ありがとうございました。



「日本のボランティアセンターのルーツ・善意銀行」②

住民参加の福祉活動の促進であった

昭和40年から44年全国社会福祉協議会は、1200箇所を超える善意銀行が創設されていたので、「全国善意銀行代表者研究協議会」(その後、全国ボランティア活動推進研究協議会)を開催している。まさに徳島で生まれた善意銀行は①社会福祉への住民参加の促進②ボランティアの組織化③善意の需給供給の調整の3つの項目を表紙記載し、ひまわりの花をシンボルとして「善意銀行預託者証」を発行し、善意の行動が継続して預託され活



昭和48年ごろの善意銀行者預託証

動が続けられるよう記帳できる預託通帳であった。

筆者も昭和48年徳島県社協に入局し当時、善意銀行を担当し、銀行員のように市民の預託者証に記帳し担当者印を押印し、善意の需給調整業務をしていました。これは住民善意(ボランティア活動)の需給調整(労力・技術・金品)機能であり、社会福祉活動の原点である中世に生まれたイギリスでの慈善組織協会(COS)活動に一部近い機能であったと思われる。この機能で全国に広がった善意銀行は、その後ボランティア活動の推進する機関として社会福祉協議会活動により発展してきたものである。

その後、全国社会福祉協議会もボランティア活動の推進を進めるため、昭和43年「ボランティア活動推進基本要項」を公表し、善意銀行もやはり銀行という名称で金品預託中心の意識が強いため善意銀行からボラン

ティアセンターへと脱皮を図って、全国ボランティア活動振興センターとしてスタートしている。その活動から、ボランティア活動を専門的に需給調整する者としてボランティアコーディネーターという言葉も木谷氏は広く提唱し広げてきている。そして、昭和48年に初めて国庫補助事業によるボランティア活動推進予算が計上され、全国の都道府県社協にボランティ養成の補助金がついた年でもあった。

文責:とくしまボランティア推進センター
運営委員会委員長 日開野 博(四国大学教授)

参考文献

「ボランティア活動の発掘と援助」
(全社協・昭和48年)

「徳島県の福祉教育のあゆみ」
(徳島県社協平成20年)



共同募金の被災地支援 その1



熊本地震から2か月を迎ますが、多くの方が今も避難生活を強いられています。被災された皆さんに、心よりお見舞いを申し上げます。

さて共同募金会では、災害が発生した際に、①支援金募集とボランティア団体等への助成、②災害ボランティアセンターの支援、③義援金の受付など、さまざまな被災地支援の取り組みを行っています。今回は、①「支援金」のしくみや概要についてお知らせします。

中央共同募金会 企画広報部 副部長 山内 秀一郎さん
阪神・淡路大震災のボランティア活動に関わった後、中央共同募金会入局。
全社協 全国ボランティア活動振興センター(当時)への出向を経て、中央共募復帰
後は、募金開発チーム立ち上げに関わり、主に企業への社会貢献活動のプログラム提案、米国のユナイテッドウェイ・ワールドワイドとの協働事業、遺贈・相続寄付等を担当。



ボラサポ・九州 ～助成の応募受付開始～

中央共同募金会では、「ボラサポ・九州」を通じ、被災地での緊急的な支援、生活やコミュニティを再建していく復興への長期間にわたる支援にとりくむ活動を応援します。

第1次の助成応募受付を6月3日(金)に開始し(6月15日締切)、7月下旬に助成決定を行いますが、第2次の助成応募を9月に受け付ける予定です。熊本地震の被災地で活動する団体にご周知いただけましたら幸いです。また、支援金への寄付金も受け付けています。

※正式名称 「赤い羽根「災害ボランティア・NPO活動サポート募金・九州」」

助成金のポイント

◎ 対象となる団体・グループ

熊本地震による被災者の救援・支援活動を行うボランティア活動を現に行なう非営利団体、5名以上で構成されるグループなど

◎ 対象となる活動

発災時(平成28年4月14日)以降に行われた被災者の支援・救援ボランティア活動

◎ 助成の種類

	活動期間	助成上限	備考
短期活動助成	2週間未満	50万円	
中長期活動助成A	1か月未満	100万円	人件費も対象
中長期活動助成B	1か月以上	300万円	人件費も対象



ボランティア活動保険等の補償制度は、社会福祉協議会およびその構成員・会員ならびに社会福祉協議会が運営するボランティア・市民活動センターなどに登録されているボランティア・ボランティアグループ・団体が加入対象です。

もしも事故が起きたら？

全社協「ボランティア活動保険」ご加入の皆さまへ

ボランティア活動中の安全には細心の注意を払っていても、事故はいつ・どこで起こるかわかりません。万一、事故が起ってしまった場合、どのような手続きが必要なのでしょうか？また、どのようなことに注意したらよいのでしょうか？

【事故のご報告の流れ】

事故が発生した場合は、応急措置などの必要な初期対応を行い、以下の手続きをお願いします。

- ① すみやかに、加入申込み手続きをされた社会福祉協議会に事故の内容をご報告ください。
- ② 社会福祉協議会より保険会社宛てに事故報告いたします。
- ③ 保険会社の担当者が事故状況などを確認のうえ、適切なアドバイスと保険金請求のご案内をいたします。

【ご報告いただく内容】

(1)ケガの事故

- ①ケガをした方の氏名、住所、TEL
- ②事故発生の日時、場所
- ③事故の原因、状況
- ④ケガの程度
- ⑤病院名、TEL



(2)賠償責任の事故

- ①加害者の氏名、住所、TEL
- ②事故発生の日時、場所
- ③事故の原因、状況
- ④相手方の氏名、住所、TEL
- ⑤ケガの程度、病院名、TEL(対人事故の場合)
- ⑥損害の程度(対物事故の場合)



【ご注意ください】

- 事故発生日から30日以内に事故報告をいただけない場合、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。
- 賠償事故の場合は、示談に際して保険会社の承認が必要ですので、必ず事前にご相談ください。保険会社の承認なしに示談された場合には、保険金を削減してお支払いする場合があります。
- グループの会則に則り企画、立案されたボランティア活動、もしくは社会福祉協議会に届け出た活動かを確認する場合があります。
- 保険金請求権については、時効（3年）がありますのでご注意ください。

ボランティア活動保険等についてのお問合せは、株式会社 福祉保険サービスまでどうぞ。

TEL/03-3581-4667 FAX/03-3581-4763 URL <http://www.fukushihoken.co.jp>

強化方策2015 ワンポイント講座 第3回

本コーナーでは全社協/全国ボランティア・市民活動振興センターが、2015年8月に策定した「市区町村社会福祉協議会ボランティア・市民活動センター強化方策2015」について、ワンポイント解説していきます。

第3回は、具体的な取り組みを実現するための7つのポイントからポイント2「相談を受け止めてつなぐ」を解説します。

Point 2 「相談を受け止めてつなぐ」

◆協会のフロントであるボランティアセンター（以下、VC）では、様々な問い合わせや要望が寄せられます。現状ではVCでの対応が難しいケースでも、柔軟に相談を受け止めて、地域課題の解決に向けた対応をすることが重要です。

「相談を受け止めてつなぐ」VCを実現するためには、日々の業務を定期的に見直し、振り返りを行うことが重要です。既存の業務マニュアルの中では対応できないと判断されることでも、マニュアル自体を見直すことでVCでの対応範囲を広げたり、社協の他部署につなげることで対応が可能になることもあるかもしれません。

日々の業務の見直しについては、チェックリストなどを作成し、活用することも有効な手段の一つになるでしょう。

◆誰もがボランティア活動できるVCを実現するために、受け皿を確保するための働きかけや、当事者が参加できる環境づくりも必要です。

例えば、ボランティアが不足している団体や機関に話を伺ってみると、ボランティア受入れの手順が不明確なことがあります。そういった受入れ先には、まずは、受入れの基盤整備をサポートしながら、新しいボランティアが参加しやすい環境づくりのアドバイスを継続的に提案していくことも効果的です。

INFORMATION

【ボランティア全国フォーラム2016開催のお知らせ】

開催期日：平成28年11月5日(土)～6日(日)

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター

大会メインテーマ：「ボランティア・市民活動の未来をみすえる」

主催：「広がれボランティアの輪」連絡会議、全国社会福祉協議会

※申込案内開始については、決まり次第本誌でもご案内いたします。

事務局だより

「ボランティア情報」のサポーター制度をご存知ですか？これは、毎月「ボランティア情報」見本誌送付とともに、各コーナー（特集、連載等）への感想・意見（時には叱咤激励）など、読者のみなさんの「生の声」をいただくための制度です。「ボランティア情報」は読者のみなさんと共に作っていくものです。「こんなテーマの特集が読みたい」「もっと誌面を見やすく」「事務局がんばれ！」などありましたら、ぜひサポーターとしてご協力ください。みなさんの一声が、より良い誌面作りにつながります。（金谷内）